

あすの景観をつくる

神河町中村・栗賀町地区 歴史的景観形成地区

景観ガイドライン



兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 TEL078-341-7711(代表)

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
姫路市北条1-98 TEL079-281-3001(代表)

神河町役場地域振興課
神崎郡神河町寺前64 TEL0790-34-0001(代表)

景観条例に基づく指定制度
http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23_000000083.html



はじめに

神河町中村・粟賀町地区は、越知川下流の農村地帯としてひらけ、生野街道の街道村、宿場町として形成されました。明治以降には生野鉦山寮馬車道(通称「銀の馬車道」)が整備され、旧神崎町の中心市街地としても発展してきました。

往時の街道筋を中心とした賑わいは失われましたが、かつての宿場町の雰囲気伝える歴史的な町並み景観を残しつつ、近代化の波の中で変遷してきた様々な年代の建物が混在し、重層的な歴史的・文化的景観を形成しています。

近年は「銀の馬車道交流館」の設置、古民家再生の取組など、地域固有の歴史や文化の蓄積を活かした賑わいづくりの取組も始まっています。

このたび兵庫県は、今後も続く地域の皆さんの景観まちづくりを支援するために「景観の形成等に関する条例」に基づく景観形成地区指定を行い、景観形成基準を定めました。

このガイドラインでは、中村・粟賀町地区の景観まちづくりや景観形成基準の基本的な考え方について解説し、その工夫の仕方について提案しています。

これからの中村・粟賀町地区の魅力あるまちづくりにご活用いただければ幸いです。



埋田神社



地区内を流れる水路



地区の背景となる山並み



旧但馬街道「道標」と大橋の石碑



難波酒販店【景観形成重要建造物】



街道筋沿いの家並み



目次	
1 神河町の概要	1
2 中村・粟賀町地区の概要	3
3 景観形成の基本方針	7
4 景観形成基準	9
5 景観形成の考え方	11
6 修景の手本となる伝統的意匠の実例	14
7 景観形成支援事業	16
8 届出の手続き	18



神河町の概要

(1) 位置と地勢

神河町は、兵庫県のほぼ中央部、播磨地域の最北部に位置し、北は朝来市、東は多可町、南は市川町と姫路市、西は宍粟市に接しています。

面積は、202.27km²で、その8割を山林が占め、1,000m級の山々に囲まれています。これらの山々に囲まれた平野部分には主に農地が広がり、沿道や河川沿いに集落が点在しています。

また、神崎郡神崎町と同郡大河内町の合併(平成17(2005)年)前に旧大河内役場があったJR寺前駅周辺、旧神崎町役場があった中村・栗賀町区周辺には市街地が形成されています。

古くから播磨地域と但馬地域を結ぶ交通の要衝として発展してきた神河町は、南北にJR播但線、国道312号及び播但連絡道路が走っています。町の南に位置する福崎町には東西に中国縦貫自動車道が走り、播但連絡道路と接続しています。このため、姫路市まで約40分、阪神間まで約1時間30分と、良好なアクセス環境が整備されています。

人口は12,289人(平成22年国勢調査)と県内市町でもっとも少ない町です。そのため、良好なアクセス環境を活かし、都市と農村との交流等を通じて定住促進に向けた様々な取組が行われています。



(2) 歴史的特性

神河町には播磨最古の縄文遺跡である福本遺跡(県指定文化財)があります。

福本遺跡は、主に旧石器時代から奈良時代までの遺構・遺物が発掘された複合遺跡で、縄文時代早期の押型土器(福本式土器)が播磨地域で初めて出土したほか、弥生時代中期の集落(竪穴住居11棟・土器棺3基等)、古墳時代後期の集落(竪穴住居6棟)、奈良時代の瓦窯(5基)、掘立柱建物(7棟)等が確認されており、集落が営まれた各時代において、市川上流域を代表する遺跡です。

また、江戸時代の初めには、池田輝政の孫、松平政直が幕府から、この神崎郡北部に一万石の領地を授かったことから、この地に福本藩陣屋を構え、以降明治初年に至るまでの約200年間、この地は江戸に直結した政治経済・文化の中心地として発展してきました。福本区の「大歳神社祭礼図絵馬」(平成17(2005)年町指定文化財)からは、幕末から明治初年頃の祭礼の様子とともに、瓦屋根と茅葺き屋根が混在する街道筋の町並みをうかがい知ることができます。

明治に入ると、町を南北に走る旧生野街道が鉱山関連物資の輸送のために生野鉱山寮馬車道として整備され、日本の近代化に貢献しました。



旧福本藩池田家陣屋庭園【県指定文化財】



大歳神社祭礼図絵馬【町指定文化財】出典:『播磨・福本史話』

(3) 自然条件

神河町は、千町ヶ峰を筆頭に、千ヶ峰・暁晴山など、1,000m級の山々に囲まれています。峰山・砥峰高原は関西地方でも有数の高原地帯となっており、自然志向型の都市住民との交流の場ともなっています。

特に砥峰高原には、西日本有数の約90haに及び広さを誇る、ススキの大草原が広がっています。秋には一面にススキの穂が波打つ壮観な景色で多くの観光客に親しまれています。

このほかにも、神河町には5つの滝と6つの名水があり、平野部を流れる小田原川、市川、越知川は清らかな流れを形成し、川沿いに田園集落が点在しています。

また、これらの自然豊かな田園地帯を流れる河川や水路では、きれいな水にしか咲かないバイカモ、幻想的に舞うホタル、清流を泳ぐアユ・アマゴといった生物が生息しており、四季折々の自然に触れ合うことができます。

こうした自然条件の下、自然薯、柚子、お茶など、山の幸をはじめとした特産品が生み出されています。



砥峰高原



バイカモ(梅花藻)



柚子(加工品)



中村・粟賀町地区の概要

(1) 地区形成の背景

中村・粟賀町地区は、JR寺前駅から東へ約5km、越知川と国道312号、旧生野街道が交差する付近に位置し、神河町東部の山々に囲まれた谷筋から越知川に沿って広がる谷底平野です。古くは越知川流域に農村が拓かれ、その後旧生野街道に沿って街道村、宿場町が形成され、明治以降には生野鉱山寮馬車道（以下「銀の馬車道」という。）が整備されました。このため、地区の東側に山並みを背景とした田園が広がり農家的な住宅や茅葺きの民家が見られる一方で、旧生野街道沿いに、切妻あるいは入母屋平入、^{つし}厨子2階建等の伝統的な町家が軒を連ねる、暮らしと生業が表出した「半農半商」の町並みを形成しています。

また、戦後、現在の国道312号が整備され、沿道に神崎郡で唯一の公的病院である「県立粟賀町診療所」（現在の「公立神崎総合病院」）が開業して以来、生活利便施設が集積した現代的な市街地を形成し、旧神崎町の中心地として発展してきました。

往時の街道筋を中心とした賑わいは失われましたが、かつての宿場町の雰囲気伝える歴史的な町並み景観を残しつつ、近代化の波の中で変遷してきた様々な年代の建物が混在し、重層的な歴史的・文化的景観を形成しています。

近年は「銀の馬車道交流館」の設置、古民家再生の取組など、地域固有の歴史や文化の蓄積を活かした活性化への取組も始まっています。



(2) 景観特性

中村・粟賀町地区は、山並みを背景とした農村集落の中に、街道が通り、農村から街道村、宿場町へと発展し、近代には地域の中心として栄えてきました。この過程で、茅葺きの町並みが瓦屋根へと更新されていくなど変化してきた中にも、町家と農家が混在した街道筋の町並みが残り、地区の歴史を反映した様々な時代の多様な建物が交じりあった特徴的な景観を有しています。

特に旧生野街道である銀の馬車道沿いでは、街道筋らしく道路際に商家や町家が建つ一方で、建物を道路から控えて前庭をとり、敷地を塀や蔵・納屋などで囲んだ農家的な住宅や茅葺きの民家も見られます。このため、建物の軒先や屋根の高さ、壁面の位置などの連続性は乏しいものの、町家や町家の間をつなぐ農家の塀と庭木の緑、林業のまちらしい地場の木材等を多用した素材感が醸し出す落ち着いた趣により、全体として調和した景観を形成しています。さらに、間口が広い敷地にゆとりをもって建物が立ち、これらの建物と建物との隙間から見える山並みや田園が街道筋の町並みと一体となって地区の景観を特徴づけています。そして緩やかに屈曲する街道筋には、かつての賑わいを感じさせる立派な商家や酒屋等の歴史的建築物が残り、屈曲部ではアイストップとなり、より一層歴史を感じさせる景観をつくりだしています。

街道筋の周囲には、農村集落の^{たなす}佇まいが残る町並みがあり、この農村集落の町並みと街道筋の町並みとを街道筋からくし状に伸びる路地がつなぎ、お互いの町並みがうかがえることにより、景観に奥行きを生み出しています。

地区東部には、山並みを背景に田園が広がり、ほ場整備により道路や区画が整然と整備された中でも農家が点在する昔ながらの土地利用を反映した田園景観が残っています。その中で、埋田神社を取り巻く鎮守の森が印象的な存在感を放ち、質の高い田園景観を創出しています。

また、地区全体に水路が縦横に走り、豊かな自然が育んだ清らかな水はバイカモやホタルを育て、地域の景観に四季の彩りを与えるとともに、その流れは街道筋と田園部とのつながりや背景となる山並みの森林との関わりを連想させ、地区全体の景観にまとまりを与える重要な要素となっています。

(3) 景観資源

① 銀の馬車道(生野鉱山寮馬車道)

銀の馬車道は、生野鉱山と飾磨港を結ぶ「日本初の高速産業道路」で、地区西部を南北に貫いています。明治9(1876)年、生野銀山の精錬・製鋼にかかる物品の輸送力アップのため、市川沿いに約49kmにわたって建設されました。

これによって天候に比較的左右されることなく早く物資を輸送でき、また輸送経費の低減も図れたことから、日本の近代化に大きな役割を果たしました。

しかしながら、明治28(1895)年、更なる輸送力向上のため播但鉄道（現JR播但線）が開通し、銀の馬車道はわずか20年足らずでその姿を徐々に消していくこととなりました。

完成から130余年が経過し、銀の馬車道の大部分は国道や県道に姿を変えていますが、ルートをたどれば当時の面影を残す記念碑などが残っています。

「銀の馬車道ウォーキングマップNO.2神河町地域」銀の馬車道ネットワーク協議会より抜粋(平成18年作成)



② 難波酒飯店

難波酒飯店は、近世に旧生野街道沿いの宿場町として栄えた、中村区内に位置しています。

旧生野街道に面する代表的な町家で、地域の景観の核となっていることから、県の景観形成重要建造物に指定(平成20(2008)年3月)されています。

旧生野街道沿いに点在する町家の中でも特に年代が古く、規模の大きい酒造・酒販店であり、かつては養蚕業、染色業も営んでいました。玄関腰窓に用いられている縄文杉の一枚板や出格子、虫籠窓等のしつらえから、宿場町として栄えた当時の様子を垣間見ることができます。



難波酒飯店 [景観形成重要建造物]

③ 埋田神社

埋田神社は、地区東部の広がりのある田園の中に位置し、大木の繁る鎮守の森は田園景観のシンボルとなっています。「神崎郡誌」に「本殿(写真左奥)は正保5(1648)年に建立され、宝暦9(1759)年にこれを再建した。」と記されており、平成17(2005)年には町の文化財に指定されています。

古くは法楽寺の鎮守社であったとも、粟賀町粟賀荘五ヶ村(粟賀町村、中村、福本村、山田村、根字野村)の惣社^{※1}であったともいわれています。現在では中村・粟賀町区の産土神^{※2}であり粟賀町の大歳神社はその御旅所とされています。

秋祭りには、古式装束で行われる古式豊かな御輿の渡御や、江戸時代から続く「中村獅子舞」が奉納されるほか、「粟賀屋台」や「中村子ども屋台」が地区内を練り歩きます。

江戸時代終わり頃の祭礼の様子を描いた「祭礼図絵馬」(平成17(2005)年町指定文化財)からは、当時の祭礼の様子とともに山並みを背景に茅葺きの民家が並ぶ農村集落の家並みをうかがい知ることができます。

また、「中村獅子舞」は、地元住民等によって保存会が結成され、子供獅子の育成にも取り組んでおり、平成元(1989)年には町の無形文化財に指定されています。

埋田神社前を流れる水路では、初夏の夜にホタルが飛び交う姿が見られ、神社の厳かな佇まいに幻想的な彩りを与えています。平成23(2011)年の台風12号による増水のため、一時、激減しましたが、地域の方々のたゆまぬ努力により、再びその姿を見ることができるようになっています。



埋田神社本殿 [町指定文化財]



中村子ども屋台



埋田神社祭礼図絵馬 [町指定文化財]



粟賀町屋台

※1 特定地域内の神社の祭礼を集めて祀った神社

※2 生まれた土地の守護神で、大地を始め万物を産み出す神

④ 法楽寺

法楽寺は、地区北部を東西に流れる越知川の「赤橋」を渡り、仁王門(山門)から約250段の石段を登った山の中に位置し、紅葉の名所として知られています。

紀州高野山金剛峯寺を総本山とする高野山真言宗のお寺で、本尊は十一面千手観世音菩薩です。開山は大化年間、法道仙人によって開かれたといわれています。

県指定文化財である本堂、春日社、町指定文化財の梵鐘、仁王門(山門)、庫裡、鐘楼、開山堂、神馬図絵馬など、多くの文化財を有しています。

また、地元で伝わる創建時の逸話「播州犬寺物語」が有名で、別名「播州犬寺」と呼ばれています。

南禅寺の虎関師錬国師が元亨2(1322)年に著した仏教史書「元亨釈書」の中でも「日本の三十ヶ寺」として紹介されています。

法楽寺の玄関口にあたり、景観上も重要な資源となっている「赤橋」は、平成23(2011)年の台風12号により大きな被害を受けましたが、地域の方々の協力により、再建されました。



法楽寺仁王門(山門) [町指定文化財]

⑤ 水路

越知川水系の流末に位置する中村・粟賀町地区には、田園部はもとより、街道筋にも水路が流れ、越知川上流の深い森林で涵養された清流が地区の農業を支えています。

水路には越知川の玉石を積んだ構造物が残り、地域の景観を特徴づけています。

また、この美しい水路は、地域の方々が、清掃活動等に取り組み、地域の財産として大切に維持してきたもので、水路を流れる清らかな水のせせらぎは耳に心地よく、視覚的なつながりだけでなく、音による地域のまとまりをも演出しています。

きれいな水に咲くバイカモ、夜空を飛び交うホタルも、この清流に育まれており、水路は地区の景観に四季の彩りを与える景観資源と言えます。



地区内を流れる水路

⑥ 路地

街道筋からは多くの路地がくし状に延びており、路地の先には街道筋とは異なる、農家の佇まいの町並みが垣間見えます。

特に東側に延びる路地は、町家や商家が立ち並ぶ街道筋から、その周囲に広がる田園や山並みを見通すことができる視点場をつくり、街道筋、田園、山並みといった景観要素を結びつけて視覚的な一体感を演出する役割を果たしています。

街道筋から路地を介して眺める景観は、中村・粟賀町地区の景観構造を一望できる地区を代表する景観の一つと言えます。



街道筋から延びる路地空間



景観形成の基本方針

中村・粟賀町地区は、農村集落の中に街道村、宿場町が形成され、周辺地域の中心として発展してきました。このような歴史文化の積み重ねが感じられる景観を保全しつつ、これらと調和した生き生きとした暮らしの景観を創造し、銀の馬車道をはじめ多様な景観資源を活用しながら、地区の景観を次世代へ継承していくため、次のとおり景観形成区域を定め、それぞれの景観要素に応じた配慮を求めます。

(1) 景観形成区域の設定

地区の成り立ちを反映した景観形成を進めるため、旧生野街道沿いに形成された街道筋を景観の核とし、地域コミュニティの単位である中村区、粟賀町区の両区を地区指定の対象とします。

このうち、景観のまとまりを考慮し、西は国道312号まで、北は越知川及び法楽寺まで、南に広がる山林の区域については、緑豊かな地域環境の形成に関する条例により開発行為が規制されている「森と高原の区域(1号区域)」を除いた範囲を歴史的景観形成地区の指定区域とします。

具体的には、神河町中村・粟賀町地区歴史的景観形成地区区域図(次ページ表示)に示す約150haの区域です。

(2) 景観要素に応じた区域の設定

中村・粟賀町地区の景観構造は、東の山並みを背景とした越知川流域に広がる「田園景観」、古くからの農村集落の面影を残す「歴史的町並み景観」並びにこれを縦貫する街道沿いに連なる「街道筋景観」、国道312号沿いに現代的な「市街地景観」といった景観要素により構成され、その構造を模式化すると、右図のようになります。

景観構造を踏まえた景観形成を進めるため、次のとおり景観要素に応じた区域を設定します。



基本的な景観構造(模式図)

①山並みを背景とした田園景観の維持・保全

緑深い山地森林と谷底平野の「田園景観」は、まちなかから眺めた時の背景となり、自然や田園に包まれている感覚を生み出す重要な要素です。

地区景観の基盤として、この山々に囲まれた谷筋から越知川に沿って広がる美しい自然・田園景観を維持・保全する区域として「自然・田園景観形成区域」を設定します。

②歴史的町並み景観の保全・創造

住宅等が集まる「歴史的町並み景観」は、「自然・田園景観」を背景に農村集落の佇まいが残る地区景観の基礎となっており、まちなかに位置していることから、これまで、人々の暮らしに応じた更新がなされてきました。

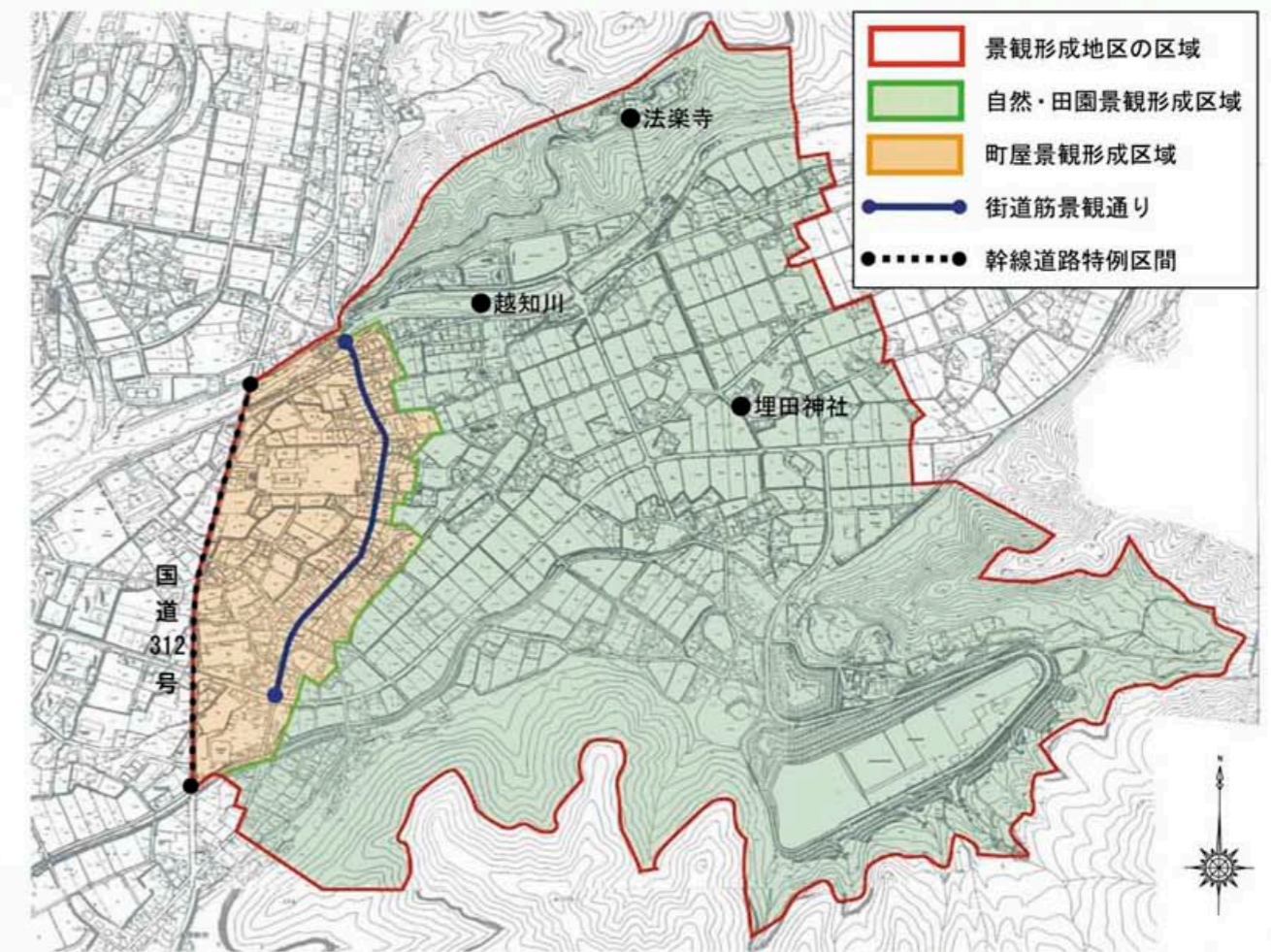
そこで、「自然・田園景観」とのつながりを保ち、銀の馬車道沿いの「街道筋景観」との調和を図りながら、「歴史的町並み景観」を保全・創造する区域として「町家景観形成区域」を設定します。

ただし、国道312号沿いは、総合病院や沿道サービス施設等が立地する中心市街地でもあることから、街道筋からの眺望に配慮しつつ、良好な「市街地景観」を形成するために「幹線道路特例区間」を設定します。

③銀の馬車道沿いの景観の保全・継承

銀の馬車道として地域に親しまれている旧生野街道沿いに連なる「街道筋景観」は、農村景観を基礎に街道筋の景観が付加され、これらが融合した独特の景観となっています。この「街道筋景観」を、地区の歴史文化のつながりを反映した個性的景観として保全・継承していくため、「街道筋景観通り」に設定します。

(3) 神河町中村・粟賀町地区歴史的景観形成地区区域図





景観形成基準

(1) 建築物等に関する基準

区域	項目	建築物の基準	工作物の基準
自然・田園 景観形成 区域	高さ	・階数は3階以下とする。ただし、建築面積300㎡を超えるものは原則2階以下とする。 ・町家景観形成区域内や主要な道路から周囲の山並みへの眺望に配慮した高さとする。	・周囲の山並みへの眺望に配慮し、突出感や違和感が少ない形態・意匠・材料・色彩とする。 ・周辺の地域になじんだ種類の樹木を植えるなど緑化に努める。
	屋根	・入母屋、切妻、寄棟の和風の勾配屋根とする。 ・黒ないし灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。色彩は、全色相、明度6以下、彩度1以下とし、無彩色は明度6以下とする。	
	外壁	・外壁は黒、白、灰色又は茶系色の落ち着いた色彩とする。 ・色彩は、色相Y R(橙)系およびY(黄)系の5 Yまでとし、明度8以下、彩度4以下又は無彩色とする。	
	外構	・門、塀を設ける場合は、石積み、土塗り、板張りなど自然素材の使用に努め、色は外壁に準じた落ち着いた色彩とする。 ・敷地内の緑化に努め、庭木や生垣など、周囲の自然との調和に配慮する。	
	建築設備等	・空調機(室外機、ダクト類)は、形態・意匠・色彩の工夫や目隠しの設置などにより目立たないようにする。	
	掲出物(看板等)	・できるだけ数を少なくし、大きさ・意匠・色彩に配慮する。 ・屋上広告物は設置しない。	
	町家 景観形成 区域	高さ	
屋根		・自然・田園景観形成区域と同じ。	
外壁		・外壁は黒、白、灰色又は茶系色の落ち着いた色彩とする。 ・色彩は、色相Y R(橙)系若しくはY(黄)系の5 Yまで、明度8以下、彩度4以下又は無彩色とする。 ・街道筋から見える部分については、漆喰塗り、土塗り、板張り又はこれに類する仕上げとし、全体の調和に配慮する。	
外構		・門、塀を設ける場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。 ・街道筋から見える部分については、町並みとの調和と連続性に配慮した和風意匠のものとする。 ・敷地内の緑化に努め、敷地周囲に植栽をするなど、周辺の町並みとの調和に配慮する。	
建築設備等		・空調機(室外機、ダクト類)は、できるだけ街道筋景観通りから見えにくいように設置する。やむを得ない場合は、形態・意匠・色彩の工夫や目隠しの設置などにより目立たないようにする。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、意匠に配慮する、若しくは通りから見えにくいように設置する。	
掲出物(看板等)		・できるだけ数を少なくし、大きさ・意匠・色彩に配慮する。	

区域	項目	建築物の基準	工作物の基準	
町家 景観形成 区域	掲出物(看板等)	・街道筋景観通りから見える部分には、設置しない。やむを得ず設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。 ・屋上広告物は設置しない。	・周囲の伝統的な町並みとの連続性に配慮し、突出感や違和感が少ない形態・意匠・材料・色彩とする。	
	街道筋 景観通り	壁面の位置		・通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。 ・やむを得ず通りに面して空地を設ける場合は、門や塀の設置等により、町並みの連続性を損なわないように努める。
		高さ		・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を街道筋から後退させて通りから見えにくいようにする。
		屋根・庇		・屋根は入母屋又は切妻の和瓦葺きとし、屋根勾配は伝統的な周辺の建物に合わせる。ただし、既存建築物が茅葺き屋根(金属製被覆含む。)である場合には、同様の仕上げとすることができる。 ・1階には軒の出が十分な下屋又は庇を設け、伝統的な周囲の建物と合わせた形態・意匠とする。
		外壁		・外壁は漆喰塗り、土塗り、板張り又はこれに類する仕上げとする。
		建具		・通りに面する開口部や格子等は、伝統的な様式を基調とした意匠とする。 ・建具は木製とすることが望ましい。アルミサッシを用いる場合は黒色又は褐色とする。
		外構		・門、塀を設ける場合は、町並みとの調和と連続性に配慮した和風意匠のものとする。 ・敷地内の緑化に努め、門・塀を設ける場合は、塀越しに庭木が見えるようにするなど、町並みとの調和と連続性に配慮する。
	建築設備等	・やむを得ず空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠及び色彩に十分配慮した目隠しをする。		
	掲出物(看板等)	・できるだけ数を少なくし、大きさ・意匠・色彩に配慮する。		
	幹線道路 特例区間	・国道312号に面する建築物については、「高さ」及び「屋根」の基準の適用を除外する。ただし、街道筋景観通りからの景観に配慮した、建築物の配置及び意匠とする。		

(2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。 ・背景が土壁等の場合、色相5 Y、明度7.5、彩度1.5を、焼杉板等の場合、色相5 Y R、明度3、彩度1を基本とする。
その他	・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。



景観形成の考え方

(1) 自然・田園景観形成区域の基準

中村・粟賀町地区の東側は、背景の山並みとともに谷筋から越知川に沿って広がる自然・田園景観を有しています。この美しい景観を地区景観の基盤として維持・保全するために、建物の形態と色彩に係る基準を定めます。外構や工作物については、周辺景観と調和した植栽への配慮を求めます。

■田園景観形成区域のイメージ



- 階数は3階以下とする。周囲の山並みへの眺望に配慮。
- 和風の勾配屋根とする。黒、灰色又はこれに近い色。
- 外壁は黒、白、灰色又は茶系色の落ち着いた色。
- 屋外広告物はできるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。
- 工作物は山並みの眺望に配慮し、周辺の地域になじんだ種類の樹木を植えるなど緑化に努める。

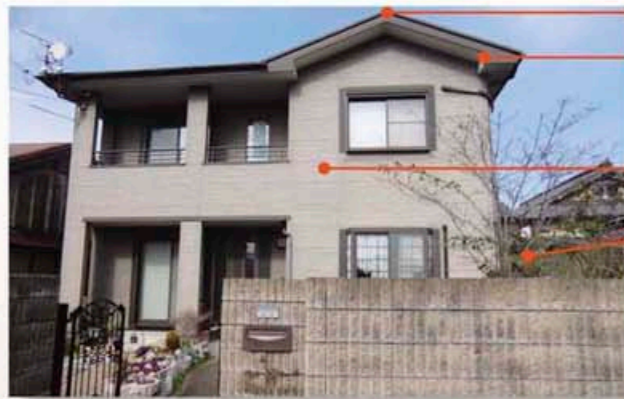
建築設備は形態・意匠・色彩の工夫や目隠しの設置など目立たないようにする(機器等の変更時に対応する)。

門、塀を設ける場合は、石積み、土塗り、板張りなど自然素材の使用に努める。庭木や生け垣など自然との調和に配慮する。

(2) 町家景観形成区域の基準

山々に囲まれた谷筋から越知川に沿って広がる自然・田園景観や街道筋景観と緩やかな調和を図りながら歴史的町並み景観を保全・創造するために、建物の形態と色彩に係る基準を定めます。

■町家景観形成区域のイメージ



- 階数は3階以下とする。
- 和風の勾配屋根とする。黒、灰色又はこれに近い色。
- 外壁は黒、白、灰色又は茶系色の落ち着いた色。
- 敷地内の緑化に努める。
- 建築設備は原則として街道筋景観通りから見えにくい位置に設置(機器等の変更時に対応する)。屋上設備は原則設置しない。

屋外広告物はできるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮。

工作物は周囲の伝統的な町並みとの連続性に配慮し、突出感、違和感を抑える。

(3) 街道筋景観通りの基準

旧生野街道沿いに連なる「街道筋景観」は農村景観を基礎に街道筋の景観が付加され、これらが融合した独特の景観となっています。この特徴的な景観を保全・継承するために、町家景観形成区域の基準に加えて仕上げ材料の仕様についても基準を定めています。

■街道筋景観通りのイメージ



- 階数は2階以下を基本とする。
- 入母屋又は切妻の和瓦葺きの屋根とする。※茅葺きはこの限りでない。
- 和瓦葺きの下屋又は庇の設置。
- 外壁は漆喰塗り、土塗り、板張り又はこれに類する仕上げとする。
- 壁面はできるだけ隣接建物の壁面にそろえる。
- 伝統的な意匠の木製建具を基調とする。アルミサッシとする場合は黒又は褐色とする。

門塀を設けるときは、町並みとの調和と連続性に配慮した、和風意匠となるように努める。

建築設備を通りに面して設置する場合は、意匠・色彩に配慮した目隠しを設ける。

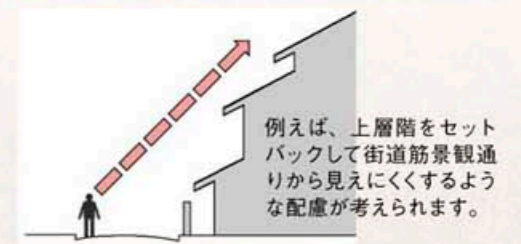
(4) 幹線道路特例区間(町家景観形成区域)の基準

中村・粟賀町地区の西側に走る、国道312号の沿道は、総合病院や沿道サービス施設が立地する市街地を形成しています。そのため、国道に面する建物については、街道筋の景観に配慮した上で、町家景観形成区域の基準のうち「高さ」及び「屋根」に関する基準の適用を除外します。

■幹線道路特例区間のイメージ



屋根を勾配屋根にしない場合や4階以上の階を設ける場合は、「街道筋景観通り」からの眺望に配慮した建築物の配置・形態・意匠となるように努める。





修景の手本となる伝統的意匠の実例

(5) 自動販売機の基準

自動販売機の設置は、景観上大きな阻害要因になります。自動販売機はなるべく景観形成地区内に設置されることが望ましいのですが、利便設備として必要な場合、周囲の景観に配慮して設置するよう基準を定めます。

■自動販売機のイメージ



焼杉板等との調和に配慮した色彩の例

- ・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
- ・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、背景が土壁等の場合、色相5Y、明度7.5、彩度1.5を、焼杉板等の場合、色相5YR、明度3、彩度1を基本とする。



土壁等との調和に配慮した色彩の例

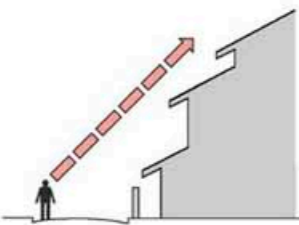
- ・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。

○基準の取り扱いについて

基準の中で、「基本とする」や「原則として」と表示しているものは、その基準を適用することが困難な場合に、それに代わる配慮を求めるものです。

■階数について

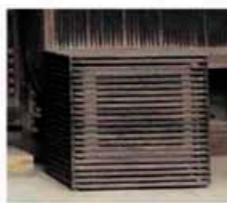
「自然・田園景観形成区域」と「町家景観形成区域」で建築面積300㎡を超えるものでやむを得ず3階建てにする場合、上層階をセットバックして通りから見えにくくするような配慮が必要になります。



■建築設備(空調室外機)について

原則として街道筋景観通りから見えにくい位置に設置することとしていますが、やむを得ない場合は、形態・意匠・色彩の工夫や目隠しの設置が必要となります。

ただし、街道筋景観通りでは、意匠及び色彩に配慮をした目隠しが必要となります。



■建築設備(屋上設備)について

「町家景観形成区域」と「街道筋景観通り」では太陽光発電などの屋上設備は設置しないこととしています。しかし、やむを得ず設置する場合は、屋根形状や材料と調和を図る意匠に配慮する、若しくは通りから見えにくいように設置する必要があります。

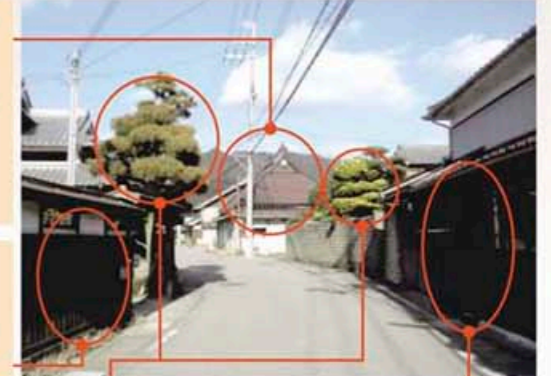


右の写真のように屋根形状との調和を図る意匠への配慮が必要です。

(1) 中村・栗賀町地区の代表的な町並み

中村・栗賀町地区は、農村を基礎に街道筋・宿場町が付加され成り立っています。このため、街道筋の商家らしい道路際に建つ平入りの町家建築もありますが、道路からは一定の距離を控え前庭をとり塀や蔵・納屋などで囲む農家的な建築、あるいは茅葺き屋根の農家建築も見られます。既に説明したとおりですが、修景にあたり、地区内の伝統的な建築物を参考にした意匠とすることで、一步進んだ質の高い景観を創出することができます。

街道筋に建つ茅葺き屋根の民家。半農半商の地域の成り立ちを感じさせる（現在は建て替えられている。写真は建て替え前の様子）。



農家的建築は道路から後退するが、木塀や築地塀などにより景観の連続性が補完される。

景観の連続性を補い、またアクセントともなる庭木の緑。

歴史的形態を継承する町屋建築。町並み景観の基礎を成す。

(2) 伝統的な意匠の例

古い町家の更新が進んでいるとはいえ、地区内には僅かながらも今に残る伝統的意匠が見受けられます。こうした希少な伝統的意匠を手本として修景することが、地域固有の意匠の継承に繋がります。



木製格子の窓



虫籠窓



腰板張りの塀

○他地区での修景事例における工夫

他の歴史的景観形成地区等における修景事例を通して、伝統的な意匠の創出に対する工夫が垣間見ることができます。以下にこうした事例を紹介いたしますので、修景の際の参考にしてください。



通りに面して和をイメージさせる門塀を設け、妻面も通りからの見え方に配慮されている例。建具等のアルミ建材を外壁に調和する色とし、全体の調和を図っている。



木格子と調和したアルミ製の建具が設けられた例。建具を引き戸とし、既存格子の意匠と色を意識した格子を戸袋と欄間にも採用することにより、調和が図られている。



外壁との調和に配慮したシャッターを設けた例。景観上阻害要因となることもあるシャッターも、色彩を工夫することで、外壁に調和したものとなる。



色彩や下屋庇を揃えることで統一的なデザインがなされた例。通りからの壁面位置を揃え、下屋庇、軒及び色彩を揃えることにより、通り景観に統一感をもたせている。



壁面の連続性を確保した駐車場の例。外壁面の連続性に配慮し、建物の下屋庇を連続させた門とその建具に格子を設けることにより、統一感のある優れた通り景観を創出している。

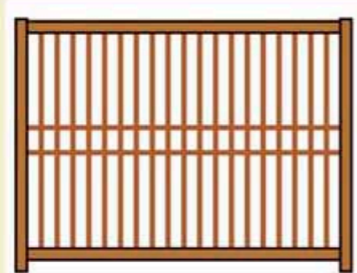


下屋の上に設けられた室外機を木製のカバーで修景した例。目隠しカバーを建具に設けられている木格子と同様の色彩・意匠とすることで外壁と調和したものとなっている。

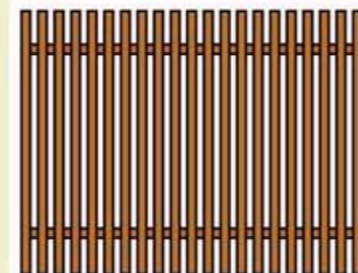
■ 格子の意匠

格子の伝統的意匠は壁面と同じ面に設置するか出格子となっています。

なお、面格子は和風の意匠ではありません。



格子



面格子

(1) 景観形成支援事業について

〈景観まちづくりのお手伝い〉

兵庫県では、住民の方々が自ら実施する良好な景観の形成に対して、(公財)兵庫県まちづくり技術センターを通じて、積極的な景観まちづくりを支援しています。

(2) 歴史的景観形成地区における支援メニュー

○歴史的景観形成建築物等修景助成(修景助成事業)

〈建築物の修景〉

(助成金額) 同一敷地内の対象工事については、3,300千円(重要助成の場合)を限度とする。

助成対象経費	助成率	助成限度額(千円)
①基本設計費、実施設計費及び工事監理費	1/3	600
②建築物の新築、改築、増築又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1/3	2,700
③門、塀の新設、改修、増設又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1/3	600
④その他、景観形成において必要と認められる、下記工事の外観の修景に係る工事費 (1) かき、柵の新設、改修、増設及び修繕 (2) 対象建築物の敷地に存する石垣、擁壁、その他の工作物の新設、改修、増設又は修繕 (3) その他対象建築物の修景として必要と認められる工事	1/3	600

※ 助成限度額は

「一般助成」では、敷地ごとの助成限度額の合計が750千円(項目ごとの限度額は②が500千円、③・④が250千円)
「中間助成」では、敷地ごとの助成限度額の合計が1,500千円(項目ごとの限度額は②が1,200千円、①・③・④が300千円)

助成限度額について

歴史的景観形成建築物修景助成は、修景の状況により助成限度額が変わります。伝統的意匠を多く取り入れるほど費用負担が増えるため、修景の程度にあわせて3つの助成限度額区分を設けています。

① 一般助成 (助成限度額75万円)



意匠は景観に配慮しても通りから建物を後退し、町並みの連続性に問題がある場合などは一般助成の対象となります。

② 中間助成 (助成限度額150万円)



建築物の外観に伝統的意匠を多く取り入れて修景した場合は中間助成の対象となります。

③ 重要助成 (助成限度額330万円)



景観形成基準のほか、地区内の伝統的意匠の例などを遵守し、伝統的工法で修景した場合は重要助成の対象となります。



届出の手続き

景観形成地区内において、以下に該当する建築工事等を行う場合には、景観の形成等に関する条例に基づく届出の手続きが必要です。

○建築物等の届出

<届出対象>

景観形成地区内の建築物または工作物の新築・改築・増築・移転、大規模な修繕・大規模な模様替え、外観の過半にわたる色彩または意匠の変更、屋外における自動販売機の設置。

〔届出添付書類〕正本1部、副本2部提出してください。

届出添付図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1/200以上	
各階の平面図(備考1)	1/200以上	
各面の立面図	1/200以上	主要部分の材料の種類、仕上げ方法及び色彩
主要部の2面以上の断面図(備考1)	1/200以上	
外構平面図	1/200以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
敷地周辺状況カラー写真(備考2)		
完成予想図カラー写真(備考2)		
協議書、予測書又は評価書(備考3)		
知事が特に必要と認める図書		自己評価書

- 備考：1 各階の平面図及び主要部2面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。
 2 敷地周辺状況カラー写真及び完成予想図カラー写真は、条例の規定による協議をしない場合で大規模建築物等の新築、改築又は増築を行う場合のみ添付すること。
 3 協議書、予測書又は評価書は、条例の規定による協議をした場合に添付すること。
 4 届け出た内容又は通知した内容を変更するときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。

屋外広告物の許可申請

広告板、広告塔、立看板、はり紙、ポスター、建築物の壁面利用広告物など、屋外で一定期間継続して表示される屋外広告物には屋外広告物条例に基づく許可申請が必要な場合があります。詳しくは神河町建設課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課 TEL 079-281-3001(代表)
- 神河町地域振興課(景観関係)・建設課(屋外広告物関係) TEL 0790-34-0001(代表)
- (公財)兵庫県まちづくり技術センター都市整備部まちづくり計画課 TEL 078-367-1263

<工作物の修景>

助成対象経費	助成率	助成限度額(千円)
1 下記の共同施設等の新設整備費又は改良整備費 (1) ポケットパークの新設整備費又は改良整備費 (2) ストリートファニチャーの新設整備費又は改良整備費 (3) 公共サインの新設整備費又は改良整備費 (4) その他助成することが適当と認められる工作物の整備費	1/3	600
2 屋外広告物の整備費 ※広告景観モデル地区の指定後5年間は1/4 250千円	1/4	100

- ※ 1については、1団体/年の限度額とする。
 ※ 2については、一敷地あたりの限度額とする。

<自動販売機の修景>

助成対象経費	助成率	助成限度額(千円)
1 自動販売機を建築物等の壁面線からはみ出さないように、建築物等の改修に係る工事費 2 自動販売機の色・意匠を覆うために自動販売機に沿って囲い等を設置するための工事費 3 自動販売機の前面に覆いをするための工事費 4 自動販売機の色及び意匠(企業名、商品名等広告)を周囲の景観に調和させるための費用	1/3	300

※ 一敷地あたりの限度額とする。

○景観まちづくりアドバイザー派遣(修景支援事業)

(支援費用) 景観まちづくりアドバイザー派遣の支援費用は(公財)兵庫県まちづくり技術センターが景観まちづくりアドバイザーに対し謝金として支払います。

支援対象業務	派遣回数	派遣費用
1 建築物等の修景に関する個別相談	1件あたり延べ3人日以内とする。	1人1日3万円を上限とする。
2 勉強会、研修会の講師	1団体あたり延べ5人日/年(3年まで)以内とする。	1人1日5万円を上限とする。
3 その他景観形成推進活動の指導・助言		

○景観まちづくり活動助成(景観形成等活動助成事業)

助成対象経費	助成率	助成限度額(千円)
目標を達成するための活動計画に基づいて行われる活動にかかる経費 (1) 団体の活動として行う研修等に要する経費 (2) 景観形成に関する調査・研究等に要する経費 (3) 団体の活動を地区住民等に周知するための広報等に要する経費 (4) 地区住民等の意向調査及び合意形成、意識啓発に要する経費 (5) 集会・会議等の開催に要する経費	3/4	150

景観形成支援事業(修景助成事業以外)を活用できる例

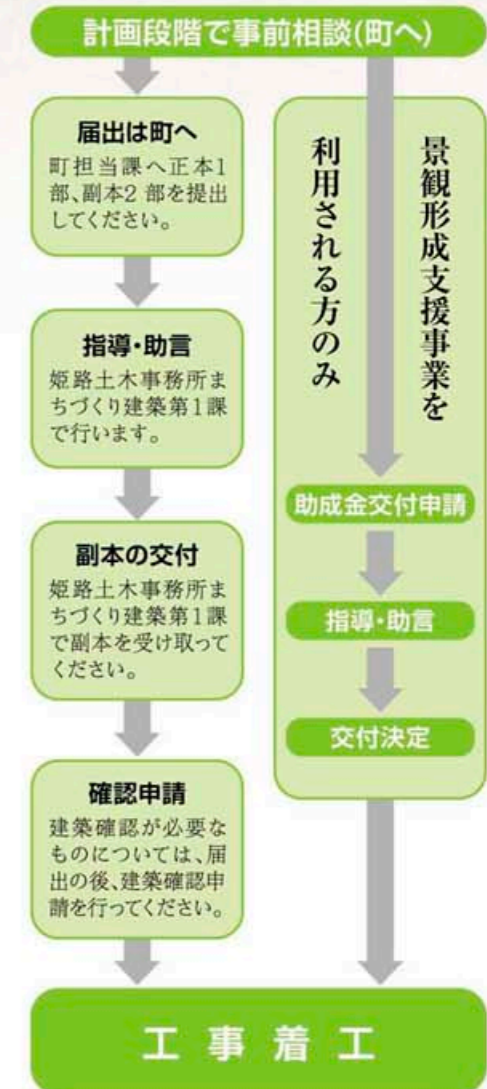
例1 景観形成地区内で、住民団体等が景観形成推進に向けて具体的に活動したい場合

→ 景観まちづくり活動助成、及び景観まちづくりアドバイザー派遣が利用できます。
地区内で住民団体等が景観形成に向けて、住民への意識啓発のための広報や研修、会議等の活動経費について、3/4かつ上限15万円の助成を受けることができます。さらに活動内容や組織運営、合意形成等について専門家のアドバイスを受けることが出来ます。

例2 景観形成地区内で、建築物を伝統的な様式に改修したいがどうすればよいか分からない場合

→ 景観まちづくりアドバイザー派遣が利用できます。
専門家による建築物等の修景に関する個別相談を受け、修景に対するアドバイスを受けることが出来ます。

※ 建築物等を所有される方は、景観形成支援事業を活用するなど、長期にわたって適切な管理を行ってください。



■景観の形成等に関する条例(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 広域景観の形成 景観の形成のうち、複数の市町の区域に広がる優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 星空景観の形成 景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう。

(4) 建築物等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。)及び工作物(同法第88条第1項に規定するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。ただし、第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物であるものを除く。

(5) 大規模建築物等 次のア又はイの区域の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる建築物等(特定建築物等を除く。)をいう。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く区域 建築物で、高さが15メートルを超え、若しくは建築面積が1,000平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが15メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さの合計が12メートル)を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

イ アに掲げる区域以外の区域 建築物で、高さが12メートルを超え、若しくは建築面積が500平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが12メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さの合計が12メートル)を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が500平方メートルを超えるもの

(6) 特定建築物等 次に掲げる建築物等をいう。
ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する建築物等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第4号に規定する第4種地域内の建築物等を除く。次号において同じ。)で、延べ面積(当該ホテル営業又は旅館営業の用に供する部分に限る。)が500平方メートル以上又は客室数が10室以上であるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供する建築物等で、延べ面積(当該営業の用に供する部分に限る。)が200平方メートル以上又は設置するばちんこ遊技機若しくは回胴式遊技機の台数が100台以上であるもの

ウ 発電用風力設備で、高さが31メートル(当該発電用風力設備が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さの合計が31メートル)を超えるもの

エ 観覧車で、高さが31メートル(当該観覧車が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さの合計が31メートル)を超えるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物等

(県の責務)

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

— 中 略 —

第2章 景観形成地区

(指定)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域(当該区域が1の市町の区域に存するものに限る。)を、それぞれ当該各号に定める景観形成地区として指定することができる。

- (1) 伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域 歴史的景観形成地区
- (2) 良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域 住宅街等景観形成地区
- (3) 駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域 まちなか景観形成地区
- (4) 国道、県道等の沿道の区域 沿道景観形成地区

2 市町長は、前項各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成地区に指定するものとする。

4 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定しようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

7 知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。

8 知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

9 第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。

(景観形成基準)

第9条 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。

2 前項の景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成地区における景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。

- (1) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
- (2) 広告物等(屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)第1条に規定する広告物等をいう。以下同じ。)の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
- (3) 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法

(4) その他景観の形成を図るために必要な事項

3 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

第10条 歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(1) 建築物等(特定建築物等を除く。以下この条及び第13条において同じ。)の新築、改築、増築又は移転(建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。次号において同じ。)

(2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え

(3) 建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更(前2号に該当する行為を除く。)

(4) 屋外における自動販売機の設置

2 まちなか景観形成地区内において、次に掲げる建築物等に係る前項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(1) 建築物で、高さが12メートルを超え、又は建築面積が800平方メートルを超えるもの

(2) 工作物で、高さが12メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さの合計が12メートル)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が800平方メートルを超えるもの

3 沿道景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(1) 広告物等の表示又は設置(法令の規定によりする行為その他規則で定める行為を除く。第17条第5号において同じ。)

(2) 屋外における自動販売機の設置

(景観に及ぼす影響に関する協議)

第11条 景観形成地区(沿道景観形成地区を除く。)内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、同項又は同条第2項の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

(指導又は助言)

第12条 知事は、第10条各項の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第12条の2 知事は、第10条各項の規定による届出をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(建築物等その他の物件に係る要請)

第13条 知事は、景観形成地区内において、現に存する建築物等、広告物等又は自動販売機(以下「建築物等その他の物件」という。)が景観形成基準に著しく適合しないと認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(国等に関する特例)

第14条 景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う第10条各項に規定する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為を

しようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があつた場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

— 中 略 —

第4章の3 建築物等その他の物件の管理

(所有者等の責務)

第27条の15 建築物等その他の物件(第21条の10第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。)の所有者等は、当該建築物等その他の物件の外観が、周辺の良い景観に対して支障とならないよう適切な管理に努めなければならない。

(景観形成地区内等の所有者等の義務)

第27条の16 景観形成地区又は広域景観形成地域(広域景観の形成が特に必要な区域として規則で定める区域に限る。)内(次条において「景観形成地区内等」という。)の建築物等その他の物件の所有者等は、長期にわたって適切な管理を行わない等により当該建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分(道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。第27条の19において同じ。)を管理不全状態(規則で定める破損又は腐食が生じた状態をいう。以下同じ。)とならないよう適切に管理しなければならない。

(指導又は助言)

第27条の17 知事は、景観形成地区内等の建築物等その他の物件が管理不全状態にあると認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第27条の18 知事は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて管理不全状態を解消するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(命令及び公表)

第27条の19 知事は、前条第1項の規定による勧告に係る建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分が景観支障状態(周辺の良い景観に著しく支障となっている状態として規則で定める特に著しい破損又は腐食が生じたものをいう。以下同じ。)にある場合であつて、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて景観支障状態を解消するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 知事は、第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表するものとする。

(立入検査等)

第27条の20 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に当該建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経費の補助)

第27条の21 県は、管理不全状態にある建築物等その他の物件の所有者等が管理不全状態を解消しようとするときは、当該者に対し、予算の範囲内で、その解消に必要な経費の一部を補助することができる。

— 以下、省略 —